

寄宿舎に関する諸規則

(1) 福島県立南会津高等学校寄宿舎「田島寮」の管理運営に関する規程

(目的等)

第1条 通学が困難な生徒の利便性を図るとともに、自主的共同生活を通じて、社会人としての資質向上に寄与することを目的に、寄宿舎を置く。

(名称、所在地、部屋数及び定員)

第2条 寄宿舎の名称、所在地、部屋数及び定員は、次表のとおりとする。

校舎名称	寄宿舎名称	寄宿舎の所在地	部屋数	収容人数
本校舎	田島寮	福島県南会津郡南会津町田島字田部原260番地	13室	26人

(寄宿舎に関する特則)

第3条 前条の各寄宿舎に関し必要な事項は、田島寮の定めるところによる。

(補則)

第4条 前条の各寄宿舎の管理運営に必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

福島県立南会津高等学校 田島寮 寮則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本寮を福島県立南会津高等学校寄宿舎田島寮と称する。

(目的)

第2条 本寮は、生徒の通学の便を図るとともに、自主的共同生活を通じて、資質の向上に寄与することを目的とする。

(資格)

第3条 本寮に入寮できる者は、本校の生徒であって、校長の許可を得た者とする。

(期間)

第4条 本寮は、原則として通年開設する。ただし、校長が必要と認める場合は閉寮日を設け、一時閉鎖することができる。この期間は校長が定める。

(寮務部・舎監)

第5条 校長は、本寮の維持運営のため寮務部を置く。寮務部は、入寮の手続き、設備器具の保全、防火衛生、本寮で生活する生徒（以下、寮生という）の指導、その他に関する校長の職務を補佐する。また、校長は県の指導に従い舎監職員を選考し、舎監職員は寮生の指導監督を主とする舎監業務を行う。

2 校長は、寮務部の推薦に基づき、寮生の中から寮長1名、副寮長原則男女各1名を任命する。寮長は、寮生を代表し、寮生を統括する。また、寮生の自主的な精神を高めるとともに、寮生が安全で健全な生活ができるよう調整する。なお、任期は2月1日から翌年の1月31日までとする。

(会計)

第6条 寮の会計は、寮務部において公正かつ正確に執行し、定期に会計報告を行う。

(寮内生活)

第 7 条 寮生は、寮則、心得等の定めるところにより生活する。

(定員)

第 8 条 定員は 26 名とする。

第 2 章 入 退 寮

(入寮の手続き)

第 9 条 入寮を希望する者は、所定の様式の書類を寮務部に提出し、寮務部会及び職員会議の審議を経て、校長から許可を得なければならない。

(入・退寮の時期)

第 10 条 入寮の時期は、原則として、通年は入学式及び 1 学期始業式とする。退寮は、卒業あるいは 3 学期終業式の時点とする。ただし、これ以外に入・退寮の申し入れがあれば、その都度、寮務部会及び職員会議の審議を経て、校長が許可する。

(指導処置)

第 11 条 寮則、寮生心得及び舎監の指示に従わず、寮内生活の秩序を乱す者、又は、特別な理由なく寮費の納入を怠る者に対しては、校長の説諭、一時退寮、退寮等の処置をとることができる。なお、寮の施設、器具を破損した者に対しては、その状況により弁償を命ずることができる。

第 3 章 寮 費

(寮費) ※令和 7 年度から施行

第 12 条 寮生が納入しなければならない費用は、次のとおりとである。

(ア) 土日も寮で過ごす場合 (各月で土日に 1 回以上食事をとる場合)

閉寮期間のない月：39,000 円 (食費+管理費)

値下げ月 (1, 8, 12)：31,000 円 (食費+管理費)

(イ) 土日は自宅で過ごす場合 (各月で土日に 1 回も食事をとらない場合)

閉寮期間のない月：29,000 円 (食費+管理費)

値下げ月 (1, 8, 12)：21,000 円 (食費+管理費)

※ 1, 8, 12 月は、5 日程度の閉寮期間が入るため、別に設定。

(納入)

第 13 条 寮費は別に定める金額を、指定口座へ毎月所定の期日 25 日までに納入する。

(寮費の滞納)

第 14 条 寮費が 2 ヶ月間未納の場合は、一時退寮とする。ただし、未納分が返済され次第、復寮を許可する。なお、3 ヶ月間未納の場合は、退寮とする。

附 則

(1) 寮則及び寮生心得に基づいた生活指導は、寮務部会において行われる。

(2) この寮則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する